

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 儀典長等の新設について定めることにしました。
- 2 政策企画室秘書部連携担当課長の廃止について定めることにしました。
- 3 この規則は、令和6年12月20日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年1月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)